

2023. 7. 12

No.072

柏営業統括センターでも発生！

分会執行委員長に対する異動懲憑は 明確な組合破壊であり違法行為だ！

会社は、柏営業統括センター分会の齊藤分会長に対し、本人希望を無視したジョブローテーション異動の懲憑を行いました。これは大田運輸区・湯瀬分会長に対する異動懲憑と全く同じものであり、**明らかな不当労働行為**です。

その根拠は湯瀬分会長と同じく、

- ①組合員から信任された分会の最高責任者であり、執行委員長の異動は分会活動の停滞等、多くの不利益につながること。
- ②労働基準法施行規則第6条の2では、「過半数代表者になろうとしたことを理由として不利益扱いをしないようにしなければならない。」

とあるからです。

また、2021年に行われた田町運転区分会の林分会長に対する強制異動について、東京都労働委員会へ救済申立てを行っている最中に、同時に二人へ同じ事を行うと言う事は、**労働組合法に違反している事をわかった上で、あえて分会長を転勤させ、輸送サービス労組の破壊を狙った明確な組織破壊であり、極めて悪質な違法行為**です。社員にコンプライアンスを守れと言いながら、**経営陣は法令を守る意識が全くない**ことが明らかです。

法令を守らない企業は社会から厳しい目で見られます。経営陣はこれ以上、会社の信用を失う行為を直ちに止め、法令遵守の意識をしっかりと持つべきです。

**会社はコンプライアンスを遵守する重要性を再認識し、
直ちに齊藤分会長、湯瀬分会長への
異動の懲憑を撤回せよ！**